

北条診療所で電子聴診器を使用したオンライン診療を開始

令和 5 (2023) 年 12 月 8 日 (金曜日) 午後 1 時 30 分から、北条診療所で「D to P with N 型 (※)」のオンライン診療を開始します。

新潟県が実施するへき地におけるオンライン診療モデル事業の補助金を活用し、市内で初めて電子聴診器を使用したオンライン診療の取り組みです。

現在、在宅で医療を提供している方に対しては、医師・看護師が訪問しています。オンライン診療を導入することで、看護師のみ患者宅に伺い、医師は診療所にいながら診療を行います。また、これまでと同様、対面診療も組み合わせながら実施します。

※Doctor (医師)、Patient (患者)、Nurse (看護師) の頭文字を取り、情報通信機器を用いて医師对患者に加え、看護師が患者側で補助を行う診察の方法です。

1 取り組みの目的

オンライン診療を導入することで、医師の負担軽減、業務の効率化が期待されます。

また、交通インフラが不十分な地域の患者や高齢などで通院が困難な患者に対する医療の提供体制の一つの選択肢となり、北条地区の地域医療の維持を目的としています。

2 オンライン診療の方法

北条診療所から看護師が患者宅に伺い、医師と患者がリモートで診療を行います。医師側にタブレット端末、患者側にスマートフォンを用いて通信し、看護師が診療をサポートします。また、看護師が患者に電子聴診器を当てることで医師が聴診音を聞くことができ、よりの確な診察が期待されます。



※ 写真はイメージです。

3 その他

12 月 8 日 (金曜日) のオンライン診療の取材を希望される方は、12 月 7 日 (木曜日) 午後 5 時までに国保医療課地域医療係 (TEL 43-9141) へご連絡ください。なお、北条診療所への連絡はご遠慮ください。